

我孫子市男女共同参画プラン (第2次)

平成21年度～平成30年度

我 孫 子 市

は じ め に

人権の世紀といわれる21世紀を迎え、我孫子市は、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の形成を目指しています。すでに平成4年からさまざまな取り組みを進めており、平成11年に我孫子市男女共同参画プラン（平成11年度～平成20年度）を策定し、平成13年には千葉県で初めて「男女共同参画都市」を宣言し、積極的に男女共同参画施策を推進してきました。

そして、平成18年3月に、市と市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するために、「我孫子市男女共同参画条例」を制定しました。

しかし、依然として、性別によって役割分担を決めてしまう意識や、それに基づく社会慣行は存在しており、男女平等の達成には、なお一層の努力が必要です。また、少子高齢化をはじめとした社会状況の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためにも、男女共同参画社会の実現が重要であると考えます。

そこで、計画期間終了に伴い、これまでの成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化等から新たな課題に対応するため我孫子市男女共同参画プラン（第2次）（平成21年度～平成30年度）を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました我孫子市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ市民の皆様方に、心から感謝申し上げます。

平成21年3月 我孫子市長 星野 順一郎

男女共同参画都市宣言

21世紀の扉が開いた今、私たちは輝く未来を創りたい。
自分を生かし、他人を認め、女も男も共に
いきいきした暮らしができるまち我孫子にするために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. 私たちは、男女がお互いの人権を尊重する我孫子にします。
2. 私たちは、社会のあらゆる分野で、男女が平等に参画する我孫子にします。
3. 私たちは、男女が一人ひとり自立し、責任を分かち合う我孫子にします。

平成13年6月26日 我孫子市

目 次

第1章 男女共同参画プラン策定の背景	
1 世界・国・県の取り組み	3
2 我孫子市の取り組み	11
第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方	
1 男女共同参画社会	17
2 男女共同参画プランの基本理念	17
3 男女共同参画プラン策定の考え方	18
4 男女共同参画プランの目標	20
5 男女共同参画プラン施策の体系	22
6 男女共同参画プランの性格	24
7 男女共同参画プランの計画期間	24
8 推進体制について	25
第3章 課題別施策内容	
目標 あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる	29
主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	
主要課題2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し	
目標 人権が尊重される社会をつくる	32
主要課題3 男女の人権が尊重される社会づくり	
主要課題4 生涯を通じた男女の健康支援	
主要課題5 男女平等教育・学習の推進	
主要課題6 国際的視野に立った男女平等の推進	
目標 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う	37
主要課題7 自立した生き方ができる環境の整備	
主要課題8 職場における男女平等の確立	
目標 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する	39
主要課題9 推進体制の充実	
参考資料	41

第 1 章

男女共同参画プラン策定の背景

第1章 男女共同参画プラン策定の背景

世界・国・県の取り組み

世界

国際婦人年以降の動きは次のとおりです。

昭和50年(1975年)国際婦人年・「世界行動計画」の採択

国連は、昭和50年(1975年)を国際婦人年とし、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催し、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上を図るための指針である「世界行動計画」を採択しました。

この「世界行動計画」を受けて、各国が女性の地位向上のための「国内行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを開始しました。

昭和54年(1979年)「女子差別撤廃条約」の採択

第34回国連総会で、昭和54年(1979年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約()」)が採択され、翌55年(1980年)「国連婦人の十年」中間年世界会議で署名式が行われ、日本も署名しました。

昭和60年(1985年)「ナイロビ将来戦略」の採択

「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」では、「国連婦人の十年」の成果と問題点を評価すると共に、西暦2000年に向けて各国が目指すべきガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成2年(1990年)「ナイロビ将来戦略勧告」の採択

国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択され、実施の速度を速めることが各国に要請されました。

平成7年(1995年)「北京宣言」及び「行動綱領」の採択

北京において「世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い、「北京宣言」及び「行動綱領」を採択しました。

平成12年(2000年)「女性2000年会議」開催 「ミレニアム開発目標」の採択

ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の分析、評価を行い、その完全実施に向け「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

平成17年(2005年)「第49回国際婦人の地位委員会閣僚級会合」開催

第4回世界女性会議から10年目にあたる平成17年(2005年)には第49回国際婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎すると共に、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。この条約では、あらゆる分野における性差別を撤廃するために、法律などを定め、既存の法律、慣習などを修正または廃止することなどを締結国に義務付けている。

日本

日本における男女平等への取り組みは、国連が提唱した昭和50年(1975年)「国際婦人年」以降、性差別を撤廃し男女平等を実現するための世界規模での動きと連動して進められてきました。

昭和52年(1977年)「国内行動計画」を策定

内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和50年(1975年)第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受けて、婦人問題の課題及び施策の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年(1985年)「女子差別撤廃条約」の批准 「男女雇用機会均等法」の公布

「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)の開催を控えて、「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准に向けて、国籍法を改正する(父系優先血統主義から父母両系主義へ)と共に、勤労婦人福祉法を抜本的に改正し、「男女雇用機会均等法() (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律)」を公布するなど、国内法を整備しました。

昭和62年(1987年)「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定

「ナイロビ将来戦略」を受け、「新国内行動計画」を策定、第1回見直しと評価・勧告を受けて平成3年(1991年)「新国内行動計画(第一次改定)」へと改定するなど、国際的動向を受けて、行動計画の見直しと推進を図ってきました。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を図ると共に、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的に定められた。また、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮を事業主に義務付けている。

平成6年(1974年)「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」を設置

「婦人問題企画推進本部」を、全閣僚が構成員の「男女共同参画推進本部」に改組すると共に、諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

平成7年(1995年)「育児・介護休業法」の施行

「育児休業法」(平成3年公布)を一部改正して介護休業制度を導入し、育児や介護を行う労働者に対する支援措置を講じる「育児・介護休業法(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に対する福祉に関する法律)」を施行しました。

平成8年(1996年)「男女共同参画2000年プラン 男女共同参画の形成の促進に関する平成12年(西暦2001年)度までの国内行動計画」を策定

平成11年(1999年)「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」の施行

平成11年(1999年)「男女共同参画社会基本法」の公布

男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法() 男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり - 」の答申を受け、平成11年6月、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる基本法が公布されました。

平成12年(2000年)「男女共同参画基本計画」を策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)内閣府に「男女共同参画局」を設置

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成について、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めた法律。

平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の公布

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法())」を公布し10月に施行しました。

平成15年(2003年)「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」の公布

急速な少子化に対応するため、少子化社会において講じられる施策の基本的理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する「少子化社会対策基本法」と、次世代支援対策について、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進する「次世代育成支援対策推進法」を公布・施行しました。

平成16年(2004年)「DV防止法」の改正

保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護が盛り込まれました。

DV防止法

平成13年10月に施行された、配偶者などからの暴力を防止し、被害者を保護するため定められた法律で、正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫・パートナーなど、結婚しているか否かにはかかわらず、親密な関係にある男性から女性、または女性から男性に対して行われる暴力。身体的、精神的、社会的、性的暴力がある。

平成17年(2005年)「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、男女平等を推進する教育・学習の充実、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、科学技術、防災、環境などの新たな分野への男女共同参画の推進、男女の性差に応じた的確な医療の推進などの10項目を重点事項とした「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。

平成19年(2007年)「男女雇用機会均等法」の改正

男女双方に対する差別や間接差別()、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱などを禁止する「男女雇用機会均等法」の改正を行いました。

平成19年(2007年)「DV防止法」の改正

電話などの禁止を含む保護命令制度の更なる拡充や、市町村基本計画の策定の努力義務などを盛り込んだ「DV防止法」の一部改正が行われました。

間接差別

外見上は、性に中立的な規定、基準、慣行だが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準などが職務と関連性がないなど合理性・正当性が認められないものをさす。

千葉県

千葉県では、「国際婦人年」、「国連婦人の十年」の世界及び国の動向を踏まえ、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的・効果的に推進してきました。

昭和56年(1981年)「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定

平成8年(1996年)「ちば新時代女性プラン」を策定

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及び「ちば新時代5ヵ年計画」との整合性を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成8年(1996年)「千葉県女性センター」開設

平成12年(2000年)庁内に「男女共同参画推進本部」、企画部に「男女共同参画課」を設置

庁内推進組織として、「男女共同参画推進本部」を、また、担当部署として企画部に「男女共同参画課」を設置し、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的に、効果的に推進してきました。

平成13年(2001年)「男女共同参画基本計画」を策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「千葉県男女共同参画計画」を策定し、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してきました。

平成16年(2004年)「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の実施

千葉県における男女共同参画の現状と課題を把握するため、「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を行いました。

平成18年(2006年)「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定

DV防止法の施行にあたり、DV被害者の支援のため男女共同参画課内にDV対策担当チームを設置し、庁内体制の整備を図ると共に、平成16年のDV防止法改正に基づき、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

平成18年(2006年)「ちば県民共生センター」及び「東葛飾センター」
開設 「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を策定

千葉県女性センターを発展的に改編し、「ちば県民共生センター」及び「東葛飾センター」を開設しました。さらに同年12月には、「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を策定しました。この計画では、長期的に取り組む基本計画期間は、平成37年(2025年)までの20年間とし、具体的な施策について定める事業計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間として、それにしたがって主な指標と数値目標を定めています。

主な指標と数値目標等

No.1～5は基本計画に関する指標、No.6～10については事業計画に関する指標

番号	指標名	現状 (基準年度)	目標	
			22年度(2010)	37年(2025)
1	社会全体で男女平等と感じる人の割合	5.5%(女性) 17.1%(男性)(H16)	12%(女性) 35%(男性)(H21)	100%に限りなく 近づけます
2	DVが人権侵害であると認識する人の割合	46.1%(女性) 47.9%(男性)(H16)	男女とも60% (H21)	100%に限りなく 近づけます
3	家庭のなかで男女平等と感じる人の割合	24.9%(女性) 37.7%(男性)(H16)	40%(女性) 50%(男性)(H21)	100%に限りなく 近づけます
4	市町村における男女共同参画計画の策定	26市 46.4%(H17末)	64.3%	100%
5	県の審議会等における女性委員の比率	26.3%(H17)	40%	40%
6	デートDV講座開催数(累計)	3回(H17)	70回	
7	県職場における役付職員に占める女性の割合	18.4%(H17)	21%	
8	男女共同参画推進事業所表彰の受賞事業所数	- (H17)	延べ15事業所	
9	農林水産業女性の経営起業体数	個人 グループ	230人 77グループ(H17)	計500起業体
10	"社員生き生き!元気な会社"宣言企業数	27社(H17)	700社(H21)	

(千葉県男女共同参画計画(第2次)概要版より)

我孫子市の取り組み

我孫子市における男女平等への取り組みは次のとおりです。

平成4年(1992年)「女性施策担当」を設置

女性問題に対する施策を総合的、効果的に推進していくために、企画課に「女性施策担当」を設置しました。

平成5年(1993年)「女性施策推進検討委員会」及び「女性施策推進研究会」を設置

女性施策における庁内推進組織として、「女性施策推進検討委員会」及び下部組織である「女性施策推進研究会」を設置し、庁内研修・職員意識調査の実施、女性施策関連資料の作成・配布など、職員の啓発に努めると共に市民の啓発活動として、フォーラムやシンポジウム、男性のための講座なども実施しました。

平成8年(1996年)「女性施策に関する市民意識調査」の実施

我孫子市における男女平等に関する意識や女性が置かれている生活実態をとらえ、女性施策推進の基礎資料とするため、「女性施策に関する市民意識調査」を実施しました。

平成10年(1998年)「男女共同参画プラン策定委員会」を設置

平成8年(1996年)から、「女性施策推進研究会」で、プラン策定組織や手法などについて検討を重ね、その内容を「女性施策推進検討委員会」で承認し、新たな組織替えをして、プラン策定に取り組みました。

平成11年(1999年)3月「我孫子市男女共同参画プラン」を策定

平成10年(1998年)に新たな庁内策定組織である「男女共同参画プラン策定委員会」、市民組織である「男女共同参画社会づくり推進懇談会」を設置し、合同研修や意見交換などを行いながら、「我孫子市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成11年(1999年)8月「我孫子市男女共同参画プラン推進本部」を設置

プランの総合的な推進と進行管理を目的として、市長を本部長とする「男女共同参画プラン推進本部」を設置しました。

平成12年(2000年)4月「環境生活部男女共同参画担当」を設置
男女共同参画社会推進のため、課組織として環境生活部に男女共同参画担当を設置しました。

平成13年(2001年)6月26日「男女共同参画都市」を宣言
女性も男性も個人として尊重され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画都市を宣言しました。

平成14年(2002年)3月「我孫子市第三次総合計画」に「男女が共に参画する社会の形成」を位置づけ

平成14年(2002年)11月 男女共同参画宣言都市奨励事業「あびこ男女共同参画フェスタ2002」の開催

国の男女共同参画本部、内閣府、我孫子市が共催で、男女共同参画宣言都市奨励事業「あびこ男女共同参画フェスタ2002」を開催しました。企画・運営は市民公募による企画運営委員会と市が共同で行いました。

平成18年(2006年)「我孫子市男女共同参画条例」を制定

平成16年(2004年)「男女共同参画社会づくり推進懇談会」から条例制定の提言を受け、男女共同参画社会の実現に向けて、着実な施策の推進のための法的基盤として、条例を制定しました。

平成20年(2008年)「市民生活部市民活動支援課男女共同参画室」に改組

我孫子市では、積極的な取り組みの結果、審議会などにおける女性委員の割合では、旧プランの目標値40%を達成するなど、一定の成果を得ました。この成果を維持し、なお女性も男性も共にいきいきした暮らしができるまち我孫子を実現するためには、市民（ ） 事業者（ ） 市が協働してさらに取り組む必要があります。「我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画」では、次の指標を定めています。

指標	現状値	目標値	
	平成18年度	平成23年度	平成27年度
「男女共同参画社会の形成」施策に対する市民満足度 [市民アンケートで「満足」「やや満足」と回答した人の割合]	24.2%	25.0%	30.0%
市内事業所における女性雇用の割合 [正社員・正職員の雇用割合]	33%	40%	40%
男女比がかたよりがちな職業の市内事業所における女性雇用の割合 [建設業・情報通信業・運輸業の割合]	12%	20%	20%

(我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画より)

市民

我孫子市男女共同参画プランにおいて市民とは、市内に居住する者及び市内の事業所又は学校に在勤又は在学する者をいう。

事業者

市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
(「我孫子市男女共同参画条例」より)

第 2 章

男女共同参画プランの基本的な考え方

第2章 男女共同参画プランの基本的な考え方

1 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(「男女共同参画社会基本法」第2条より)をいいます。

2 男女共同参画プランの基本理念

我孫子市は、法の下での平等及び男女の本質的平等を定めた日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約並びに男女共同参画社会基本法の精神に基づき、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の形成を目指しています。

本プランでは、我孫子市男女共同参画条例に規定する8つの「基本的考え方」を「基本理念」とします。

【条例第3条】

- (1) すべての人の人権の尊重と機会の平等
- (2) 男女間の暴力的行為やその他個人の尊厳を傷つける行為の根絶
- (3) あらゆる分野における自己の意志による活動の選択と責任
- (4) あらゆる場における方針の立案及び決定への参画
- (5) 家庭、地域、職場その他のあらゆる場における活動の調和
- (6) 生涯学習の場における個人の尊厳と男女平等の学習
- (7) すべての人の生涯にわたる健康の確保
- (8) 国際的協調

3 男女共同参画プラン策定の考え方

我孫子市は、多様な価値観を認め合う社会づくりこそ人権の基本であるとの考えの下に積極的な取り組みを進めてきました。しかし、依然として、性別によって役割分担を固定する意識や、それに基づく社会慣行が存在し、さらには、形式的には男女の差別はしていないものの、実質的には一方の性に不利益を与える規定や雇用慣行などが存在することも指摘されています。「男だから」「女だから」という理由で、本人が望まない役割を社会的に強制されたり、「女のくせに」「男のくせに」という理由で、本人がやりたいことが社会的に阻害されたりしない社会をつくるためには、継続的かつ意識的な努力が必要です。

また、男女共同参画社会の形成は、少子高齢社会の中で、平和で豊かな、活力のある社会づくりにもつながると考えます。

平成11年3月に策定された男女共同参画プランでは、計画期間10年間で前期と後期に分けて122事業を推進してきました。その成果として、平成13年に「男女共同参画都市」を宣言し、平成18年に「我孫子市男女共同参画条例」を制定しました。10年間の主なものは、次のとおりです。

目標 「あらゆる分野に男女が参画するシステムをつくる」では、審議会の女性の参画割合は40%を達成しました。また、農業分野での男女共同参画も進み、家族経営協定は23戸（平成21年1月末現在）が締結しました。

目標 「人権が尊重される社会をつくる」では、小中学校で男女平等教育を実施し効果をあげています。配偶者間の暴力をなくすためにDV専門相談窓口を設置しました。

目標 「一人ひとりが自立し、多様な生き方ができる環境づくりを行う」では、男性の自立に向けて家事や介護の講座の実施や、女性の社会進出をサポートするための保育園の待機児童ゼロ政策、延長保育、病児保育など、仕事と生活の調和ができる環境づくりを先駆けて行ってきました。

目標 「男女共同参画社会づくりの推進体制を整備する」では、全庁的な組織である「我孫子市男女共同参画プラン推進本部（本部長が市長、副本部長が副市長・教育長）」と市民が参画する「我孫子市男女共同参画審議会」が車の両輪となって市の男女共同参画を推進してきました。

一方、市内の事業所や企業を対象とした事業や企業・関係団体の協力を促す事業、男女共同参画推進の拠点施設の整備については、なお課題があると考えられます。これまでの成果を維持し、新しい時代に即した課題を解決するためには、より一層積極的な取り組みを推進する必要があります。

以上のことから、我孫子市男女共同参画プラン（第2次）策定に当たり、

目標	あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる
目標	人権が尊重される社会をつくる
目標	仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う
目標	男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

を設定しました。

4 男女共同参画プランの目標

目標 あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

男女共同参画社会の実現には、女性と男性が対等な立場で、あらゆる分野の意思決定・政策立案過程に参画することが大切です。しかし、社会的に責任のある立場につくのは男性が優先であるとする社会通念や慣行がまだ根深く残っています。

性別による固定的役割分担の解消を図り、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野に男女が参画する制度づくりと意識改革のための事業を行っていきます。

行政では、審議会をはじめとした政策にかかわる分野における女性の参画を積極的に推進します。

目標 人権が尊重される社会をつくる

男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず、個人として尊重され、性による差別をなくし、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

そこで、人権尊重に基づく男女平等意識を確立するために、性による差別と人権侵害のない社会づくりを進めると共に、家庭、地域、学校その他のあらゆる生涯学習の場における男女平等教育・学習を推進します。

男女が互いの人権を尊重する意識を積極的に啓発し、共に健やかに暮らせるよう、配偶者間その他の男女間における暴力的行為（ドメスティック・バイオレンス＝DV）や性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）などに関する相談体制の充実、互いの性を尊重する意識啓発や生涯にわたる心身の健康づくりを行っていきます。

目標 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

男女共同参画社会を実現するためには、男女一人ひとりが自分自身の生き方を選択し、安定した家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりが求められます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、女性の社会進出への道を開くだけでなく、男性が家庭における役割を担う環境の整備にもつながります。

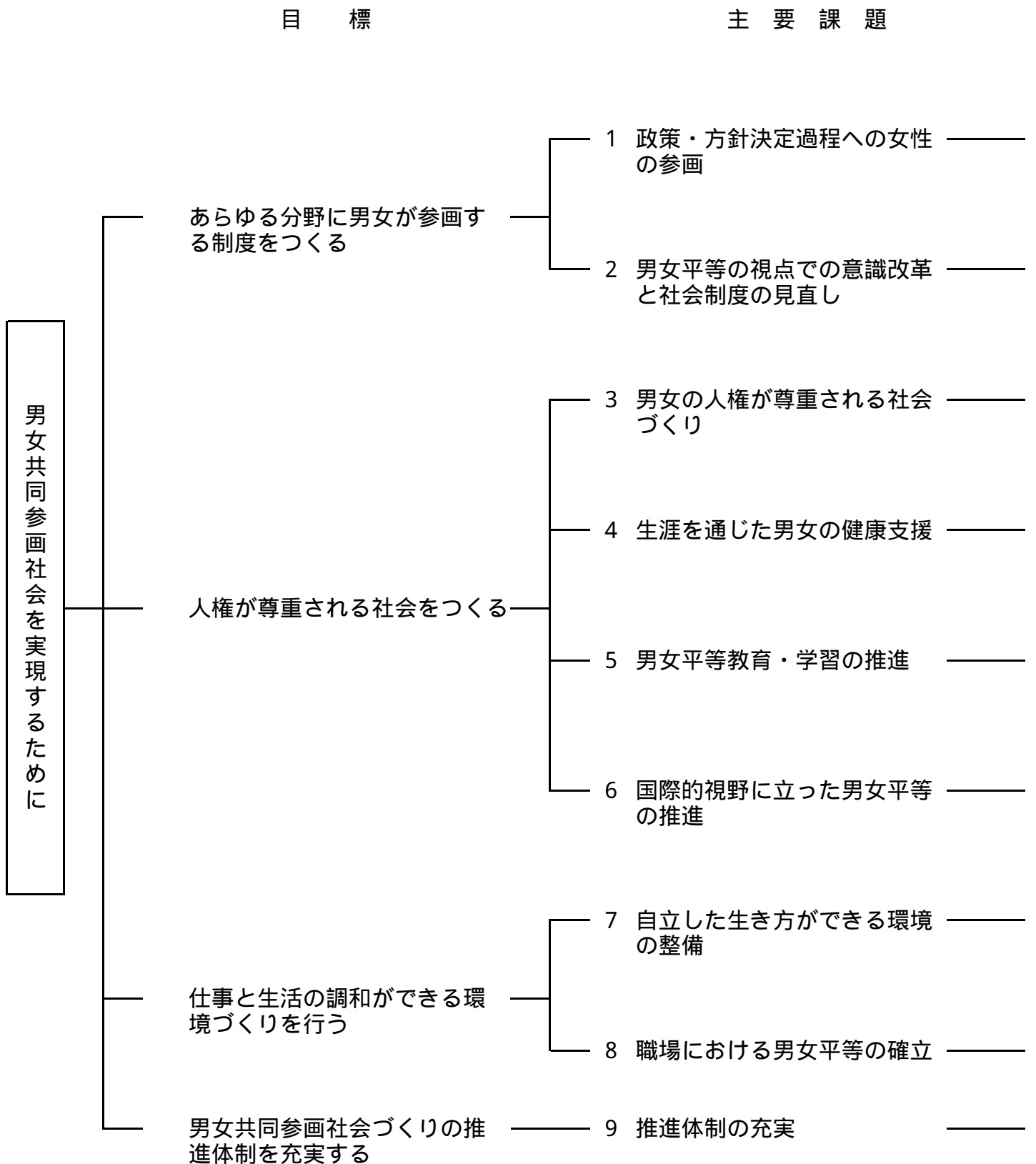
男女共に、育児・介護などの家族的責任を果たしていくために、家庭生活、地域生活、職場生活その他のあらゆる場における活動の調和ができる環境づくりを支援していきます。

目標 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

男女共同参画社会実現のための施策は、社会全体の施策であり、施策の分野は全庁にわたります。施策の推進のためには、全庁で取り組む体制づくりが必要です。

行政内部に「我孫子市男女共同参画プラン推進本部」を置き、着実にプランの進行管理を行います。それと共に、市民参加による「我孫子市男女共同参画審議会」と連携を図りプランを推進します。

5 男女共同参画プラン施策の体系



施 策

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画を図る
- (2) 自らの能力を高める
- (3) 社会制度や慣習を見直し男女平等意識を形成する
- (4) 男女間のあらゆる暴力をなくす
- (5) 男女の人権を尊重する
- (6) 健康で豊かな生活を営むための支援をする
- (7) 男女平等を推進する教育の充実を図る
- (8) 男女平等を推進する生涯学習の充実を図る
- (9) 国際的視野に立った男女共同参画を推進する
- (10) 男女の家庭生活、地域生活、職場生活等の調和を図る
- (11) ひとり親家庭等を支援する
- (12) 職場における男女平等を確立する
- (13) 推進体制を充実する

6 男女共同参画プランの性格

- (1)「我孫子市男女共同参画プラン」は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「我孫子市男女共同参画条例」第10条に基づいて策定する基本計画です。
- (2)「我孫子市男女共同参画プラン」は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、「千葉県男女共同参画計画（第2次）」及び「我孫子市第二次基本計画」、「我孫子市男女共同参画条例」と整合性を図りながら策定したものです。
- (3)「我孫子市男女共同参画プラン」は、男女が共に参画する社会の形成やあらゆる分野で自立した生き方ができる環境づくりを進めるための部門計画です。

7 男女共同参画プランの計画期間

このプランの計画期間は、平成21年度から平成30年度の10年間です。
なお、社会情勢の変化やプランの進捗状況に応じて見直しを行います。

(経過)

我孫子市男女共同参画プラン	平成11年度から平成20年度
我孫子市男女共同参画プラン（第2次）	平成21年度から平成30年度

8 推進体制について

男女共同参画社会を実現するためには、市民、市、事業者が連携を図りながら推進していくことが重要です。

そのために、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市的に取り組みます。

(1) 我孫子市男女共同参画プラン推進本部

男女共同参画プランの総合的な推進と進行管理を行う庁内組織で、本部長を市長、副本部長を副市長及び教育長とし、庁内関係部長職及び課長職にあるもので構成します。

推進本部の下部組織として庁内関係課長職にあるもので構成する「幹事会」を置き、会議に付する事案の検討及び調整を行います。

必要に応じて、本部長が指名する職員で構成する「研究会」を置き、本部長が指示した事項について調査及び研究を行います。

(2) 我孫子市男女共同参画審議会

市長の付属機関として、我孫子市男女共同参画条例第17条に基づいて設置し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を調査審議します。審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱した委員で構成します。

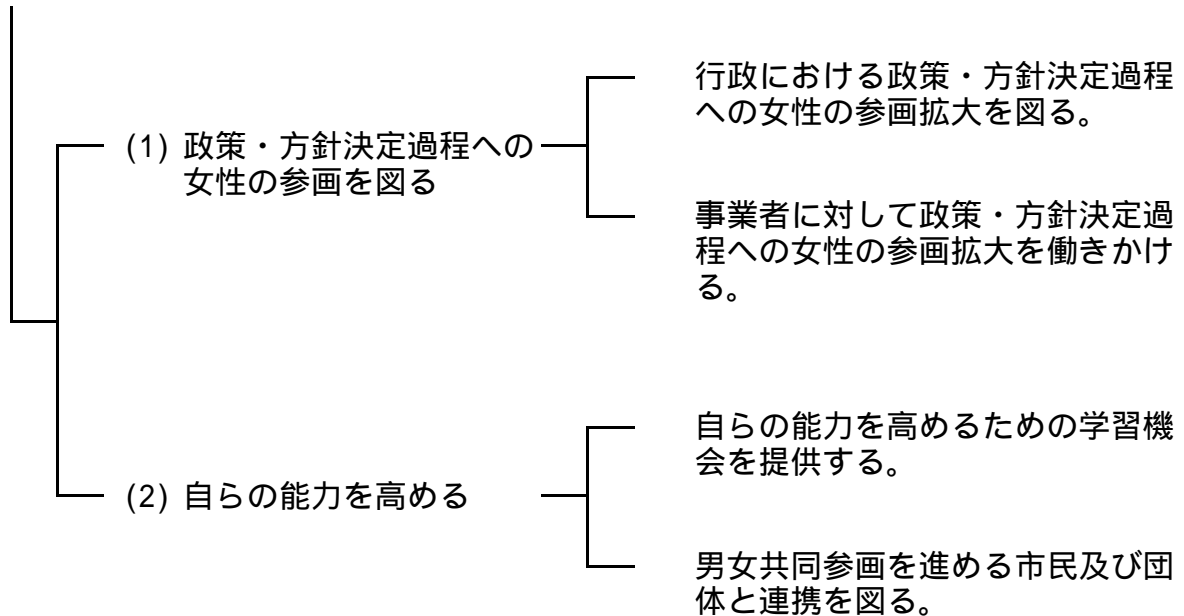
第 3 章

課 題 別 施 策 内 容

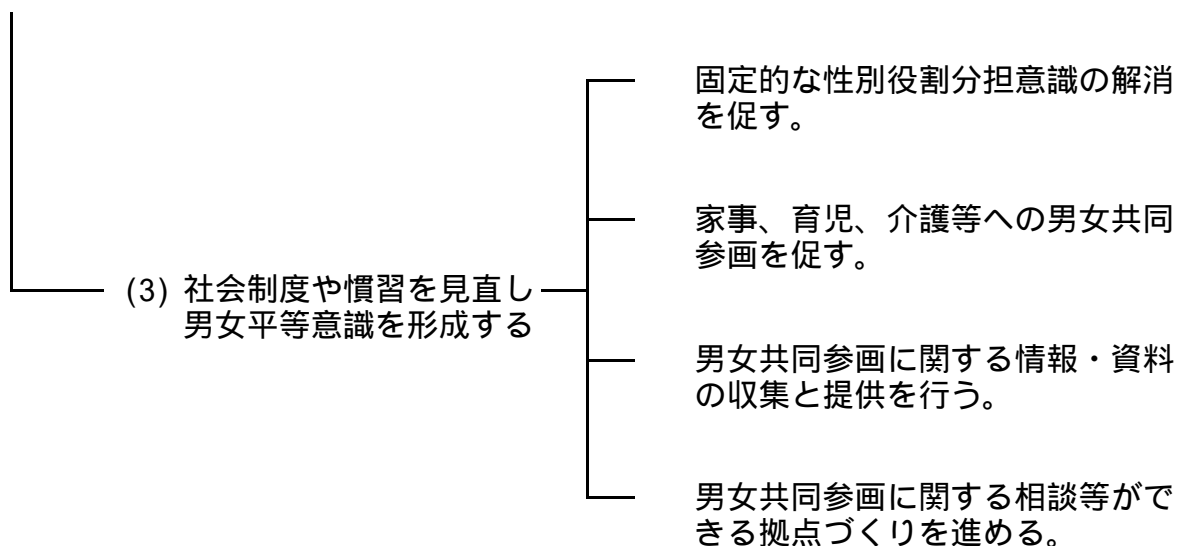
第3章 課題別施策内容

目標 あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

1 政策・方針決定過程への女性の参画



2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し



第3章 課題別施策内容

目標 あらゆる分野に男女が参画する制度をつくる

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

男女共同参画社会を実現していくためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画していくことが必要です。

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策の立案及び決定並びに家庭、地域、学校、職場その他の場における方針の立案及び決定に参画する機会が確保される体制を目指します。

政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいますが、より参画しやすい環境づくりを推進します。

【条例第11条(1)(3)(6)】

施策	施策の概要
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画を図る	行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 事業者に対して政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。
(2) 自らの能力を高める	自らの能力を高めるための学習機会を提供する。 男女共同参画を進める市民及び団体と連携を図る。

主要課題2 男女平等の視点での意識改革と社会制度の見直し

女性の社会進出はめざましく、活動の場も広がってきています。「男女共同参画社会基本法」の制定や「男女雇用機会均等法」の改正などの法整備により、男女平等に向けての条件整備は進んでいます。しかし、性別によって役割分担を固定する意識や、それに基づく社会慣行が存在しているのが現状です。

そのため、一人ひとりの個性と能力を認め合い、男女が共に「ひとりの人間」として、自分らしく生きていける男女共同参画社会を目指すために、男女平等に関する意識を高め、情報・資料の収集と提供をしていきます。

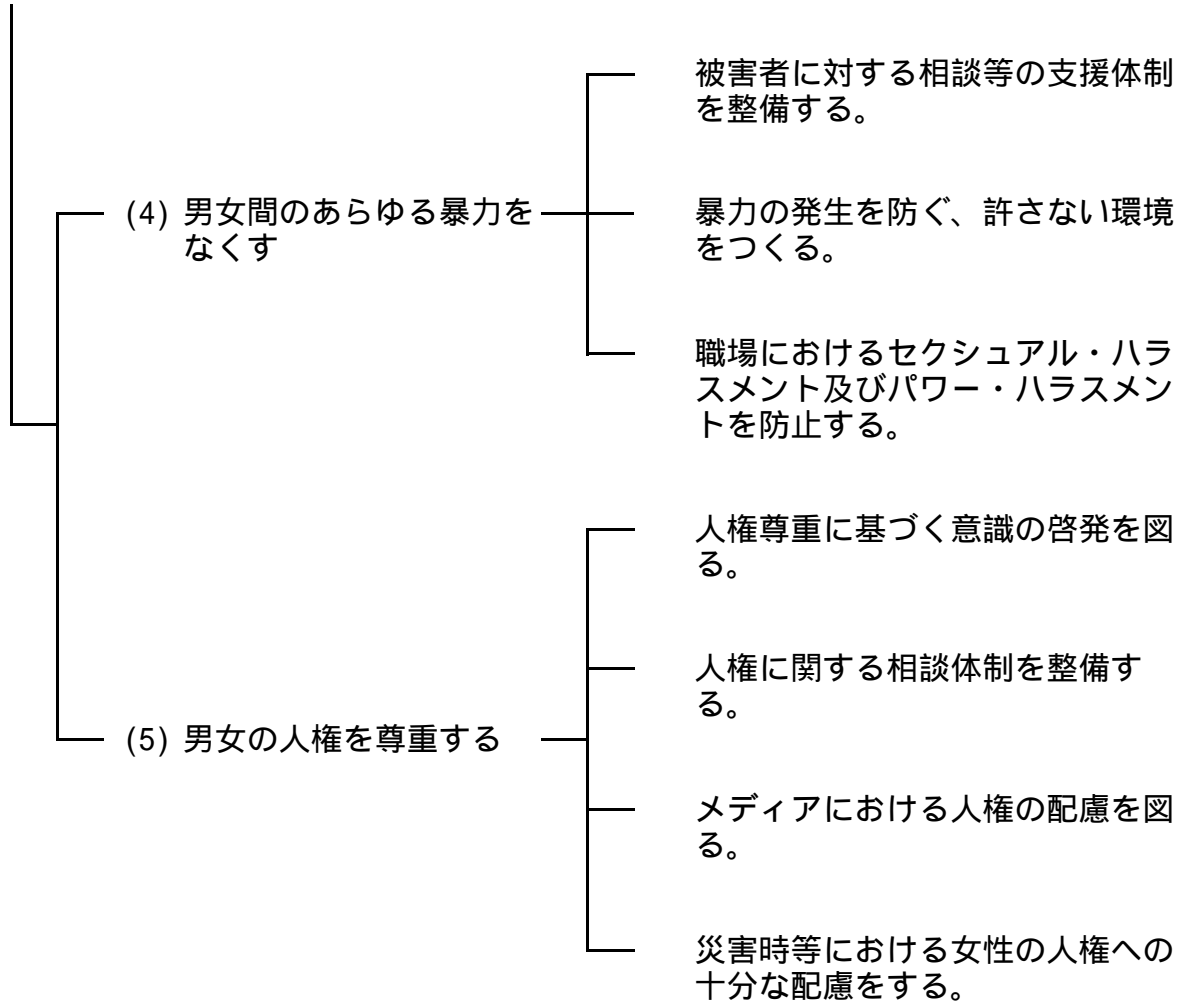
【条例第15条】

施 策	施策の概要
(3) 社会制度や慣習を見直し男女平等意識を形成する	<p data-bbox="842 320 1362 398">固定的な性別役割分担意識の解消を促す。</p> <p data-bbox="842 465 1362 544">家事、育児、介護等への男女共同参画を促す。</p> <p data-bbox="842 611 1362 689">男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供を行なう。</p> <p data-bbox="842 757 1362 835">男女共同参画に関する相談等ができる拠点づくりを進める。</p>

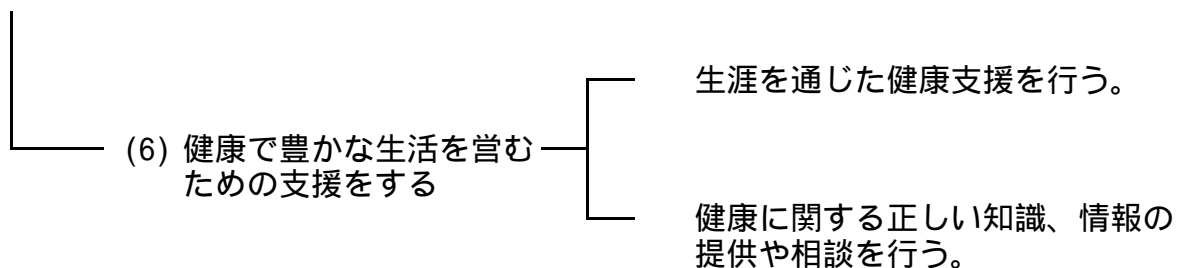
第3章 課題別施策内容

目標 人権が尊重される社会をつくる

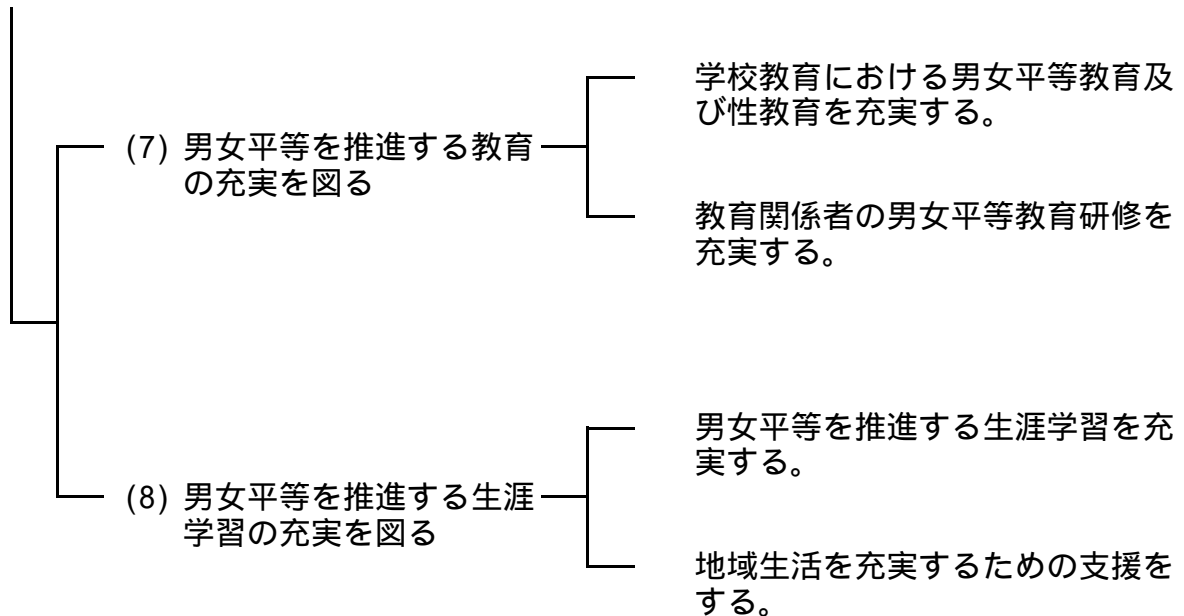
3 男女の人権が尊重される社会づくり



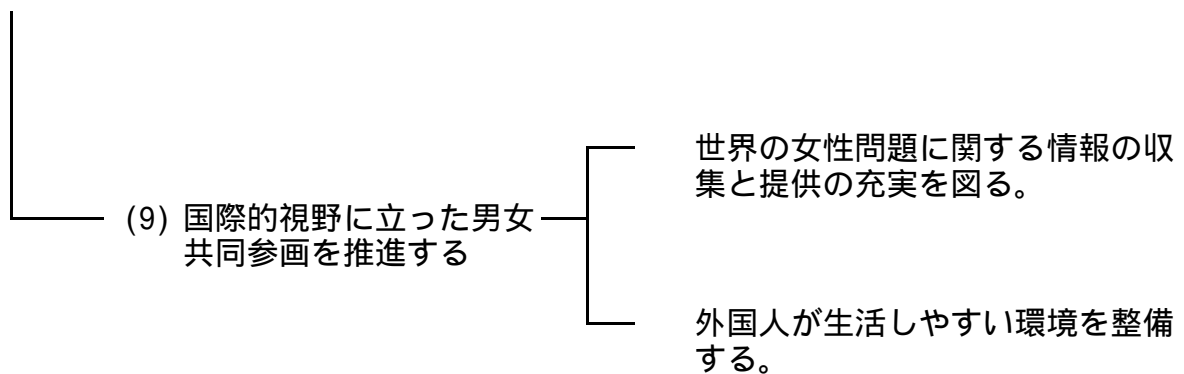
4 生涯を通じた男女の健康支援



5 男女平等教育・学習の推進



6 国際的視野に立った男女平等の推進



目標 人権が尊重される社会をつくる

主要課題3 男女の人権が尊重される社会づくり

男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の根底となるものです。

配偶者などからの暴力や職場における性的嫌がらせなどは、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじるものです。

また、近年の情報化社会の進む中で、メディアによってもたらされる情報の影響は大きいものです。性の差別につながる表現や性の商品化など、必ずしも人権が尊重されているとはいえない状況が見受けられます。

さらに、内閣府の「影響評価事例研究ワーキングチーム」の調査によると、阪神・淡路大震災における復興状況の課題として、女性が災害弱者であること、家庭内暴力や性犯罪などの問題が凝縮して現れたことなどが指摘されています。これらの経験から、大規模な自然災害や事故時の防災に関して、女性の人権が十分に保障されていないなどの問題が明らかになりました。今後は、防災に関しても女性への配慮を取り入れていくことが必要です。

こうした現状を改善し、男女共同参画の視点に立って、あらゆる暴力をなくし人権が尊重されるように取り組んでいきます。

【条例第8条 9条 16条】

施策	施策の概要
(4) 男女間のあらゆる暴力をなくす	被害者に対する相談等の支援体制を整備する。 暴力の発生を防ぐ、許さない環境をつくる。 職場におけるセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止する。
(5) 男女の人権を尊重する	人権尊重に基づく意識の啓発を図る。 人権に関する相談体制を整備する。 メディアにおける人権の配慮を図る。 災害時等における女性の人権への十分な配慮をする。

主要課題 4 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて、健康で豊かな生活を営むには、女性も男性も健康の維持・管理が大切です。特に、女性は妊娠及び出産という身体的特質を持っていることに配慮して、その心身の健康を図る必要があります。そこで、生涯にわたる健康づくりを支援すると共に、健康に関する正しい知識や情報の提供及び相談の充実を図ります。

施策	施策の概要
(6) 健康で豊かな生活を営むための支援をする	生涯を通じた健康支援を行う。 健康に関する正しい知識、情報の提供や相談を行う。

主要課題 5 男女平等教育・学習の推進

性別によって役割分担を固定する意識を改め、人権意識に基づいた男女平等の意識を形成する必要があります。そのため、家庭教育においては、女の子も男の子も等しく個性を持った自立した人間として育てると共に、学校教育においては、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うことが大切です。

「性」は、人間の尊厳に関わる重要な問題です。子どもたちが性に関して正確な知識を持ち、自らの健康管理を行うことができるようにするために、児童生徒に対して、発達段階に応じた適切な性教育の充実を図ります。

保育園、小中学校などにおける男女平等教育の推進と、そのための教育関係者の研修の充実を図ります。

また、公民館などにおいて男女平等に関する学習機会を提供します。

【条例第 11 条 (5)】

施 策	施策の概要
(7) 男女平等を推進する教育の充実を図る	<p>学校教育における男女平等教育及び性教育を充実する。</p> <p>教育関係者の男女平等教育研修を充実する。</p>
(8) 男女平等を推進する生涯学習の充実を図る	<p>男女平等を推進する生涯学習を充実する。</p> <p>地域生活を充実するための支援をする。</p>

主要課題 6 国際的視野に立った男女平等の推進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国際的な流れの中で進められています。さまざまな文化を理解し、男女相互の人権を認め合うことのできる地域社会づくりと外国人が暮らしやすい環境づくりが重要です。

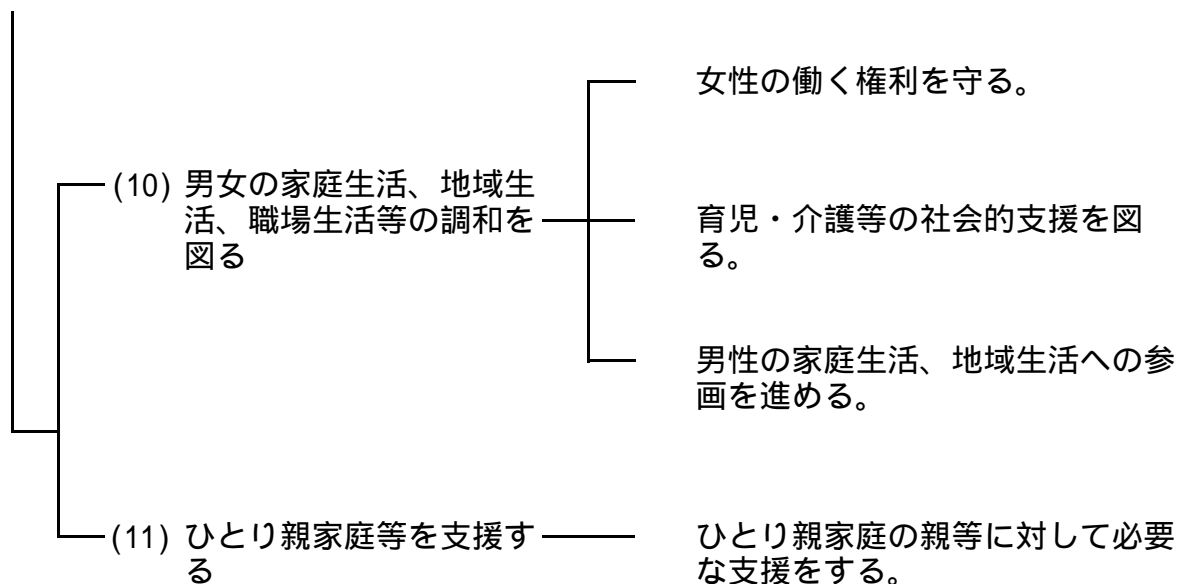
そのため、男女共同参画に関して、国際的な動向についての情報提供を行うと共に、相談など支援に努めます。

施 策	施策の概要
(9) 国際的視野に立った男女共同参画を推進する	<p>世界の女性問題に関する情報の収集と提供の充実を図る。</p> <p>外国人が生活しやすい環境を整備する。</p>

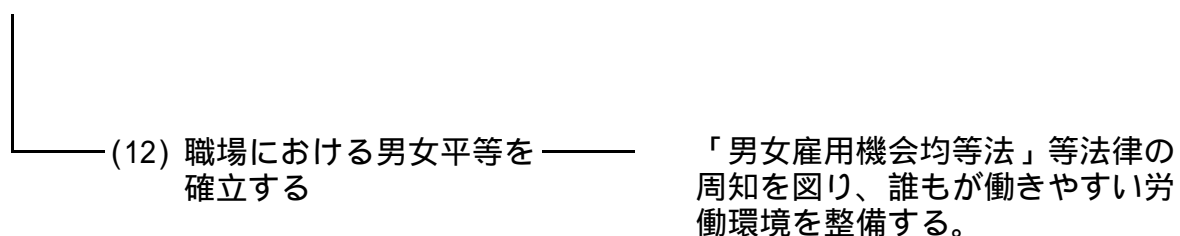
第3章 課題別施策内容

目標 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

7 自立した生き方ができる環境の整備



8 職場における男女平等の確立



目標 仕事と生活の調和ができる環境づくりを行う

主要課題7 自立した生き方ができる環境の整備

少子高齢社会の進行や社会情勢の急激な変化の中で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画するため、家庭においては、男女が相互に協力し、育児・介護などの責任を分かち合い、家庭生活、地域生活、職場生活などにおける活動との調和を図ることが大切です。

また、働く男女が仕事と生活を調和させるためには、働き続けることができる環境の整備が重要です。

自立支援や相談事業と情報提供を行います。

【条例第11条(4)】

施策	施策の概要
(10) 男女の家庭生活、地域生活、職場生活等の調和を図る	女性の働く権利を守る。 育児・介護等の社会的支援を図る。 男性の家庭生活、地域生活への参画を進める。
(11) ひとり親家庭等を支援する	ひとり親家庭の親等に対して必要な支援をする。

主要課題8 職場における男女平等の確立

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの施行により、女性の働く環境は、徐々に改善されてきていますが、賃金における男女間格差や昇進、昇格の不平等など、今もなお男性が優遇されている現状があります。そのため、職場の労働条件や労働環境の整備を推進し、職場における男女平等の確立を図ります。

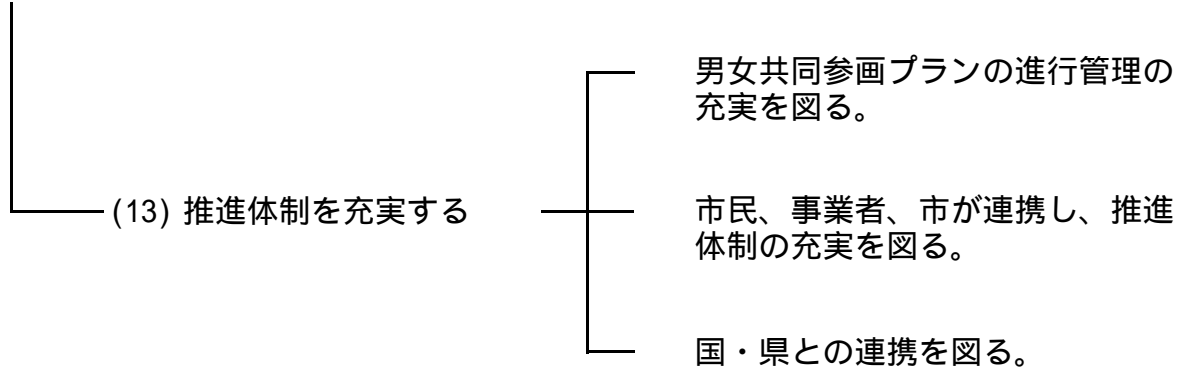
【条例第11条(2)】

施策	施策の概要
(12) 職場における男女平等を確立する	「男女雇用機会均等法」等法律の周知を図り、誰もが働きやすい労働環境を整備する。

第3章 課題別施策内容

目標 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

9 推進体制の充実



目標 男女共同参画社会づくりの推進体制を充実する

主要課題 9 推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、市民、事業者、市が連携して取り組む必要があります。

行政内部では、庁内推進組織である「我孫子市男女共同参画プラン推進本部」を中心に、各課との緊密な連携を図りながら、施策の総合的、効果的な推進を図ります。

また、「我孫子市男女共同参画審議会」や市民、企業、団体などと相互の連携を図りながら、男女共同参画社会づくりを積極的に推進します。

【条例第 12 条 13 条 14 条 17 条】

施 策	施策の概要
(13) 推進体制を充実する	男女共同参画プランの進行管理の充実を図る。 市民、事業者、市が連携し、推進体制の充実を図る。 国・県との連携を図る。

我孫子市男女共同参画プラン（第2次）

発行 平成21年3月

我孫子市市民生活部市民活動支援課男女共同参画室

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

電話 04 - 7185 - 1111（代）
